

# 中学校給食センター整備運営事業

## 事業者選定基準

令和5年8月

和歌山市

# — 目 次 —

<b>1. 本書の位置づけ</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 選定の概要等</b> .....	<b>1</b>
2.1. 選定方式 .....	1
2.2. 選定方法 .....	1
2.3. 選定の体制.....	1
<b>3. 選定の手順</b> .....	<b>2</b>
<b>4. 競争参加資格審査</b> .....	<b>3</b>
<b>5. 提案審査（基礎審査）</b> .....	<b>3</b>
5.1. 提案書の確認 .....	3
5.2. 提案価格の確認.....	3
5.3. 基礎項目審査 .....	3
<b>6. 提案審査（性能審査）</b> .....	<b>4</b>
6.1. 性能審査の基本方針 .....	4
6.2. 実績項目及び技術項目の評価基準 .....	5
6.2.1. 実績項目に関する評価基準 .....	5
6.2.2. 技術項目に関する評価基準 .....	10
6.2.3. 技術項目の採点基準 .....	13
<b>7. 提案価格の得点化方法</b> .....	<b>14</b>
<b>8. 総合評価</b> .....	<b>14</b>
<b>9. 優先交渉権者の決定</b> .....	<b>14</b>
9.1. 優先交渉権者の決定 .....	14
9.2. 結果の公表.....	14
9.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	14

---

## 1. 本書の位置づけ

本事業者選定基準は、和歌山市（以下「市」という。）が中学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、市と契約を締結し、本事業を実施する事業者を決定するための方法及び基準を示すものであり、募集要項と一体をなすものである。

## 2. 選定の概要等

### 2.1. 選定方式

本事業を実施する事業者には、中学校給食センター（以下「本件施設」という。）の設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的で事業者の幅広い高度な技術的能力やノウハウ等が求められるものであり、それらを総合的に評価して選定することが必要となる。

従って、最優秀提案者の選定に当たっては、提案価格のほか、事業能力、設計・建設能力及び維持管理・運営能力等のその他の条件を総合的に評価して優先交渉権者を選定する、公募型プロポーザル方式を採用して行う。

### 2.2. 選定方法

選定は、事業者の競争参加資格の有無を判断する「競争参加資格審査」と、事業者の提案内容を審査する「提案審査（基礎審査、性能審査）」の2段階に分けて実施する。

なお、競争参加資格審査の結果は、参加者の選定をするためにのみ用いるものとし、提案審査には持ち越さない。

### 2.3. 選定の体制

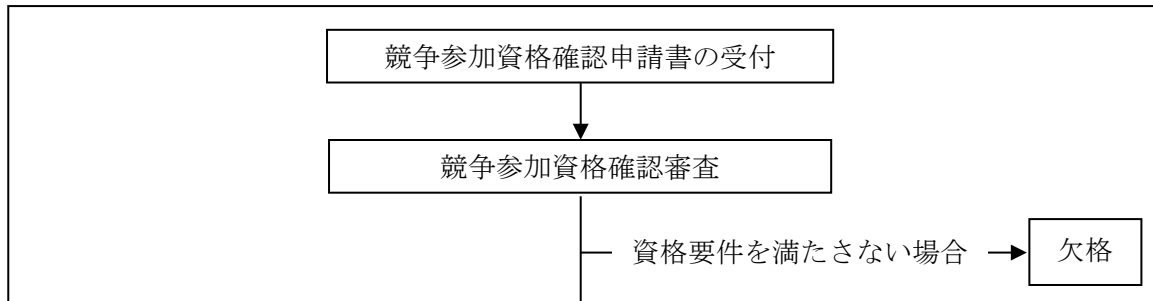
審査にあたっては、市が設置した「中学校給食センター整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、事業者選定基準に関する審議並びに参加者より提出された提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、選定委員会における審査は非公開とする。

### 3. 選定の手順

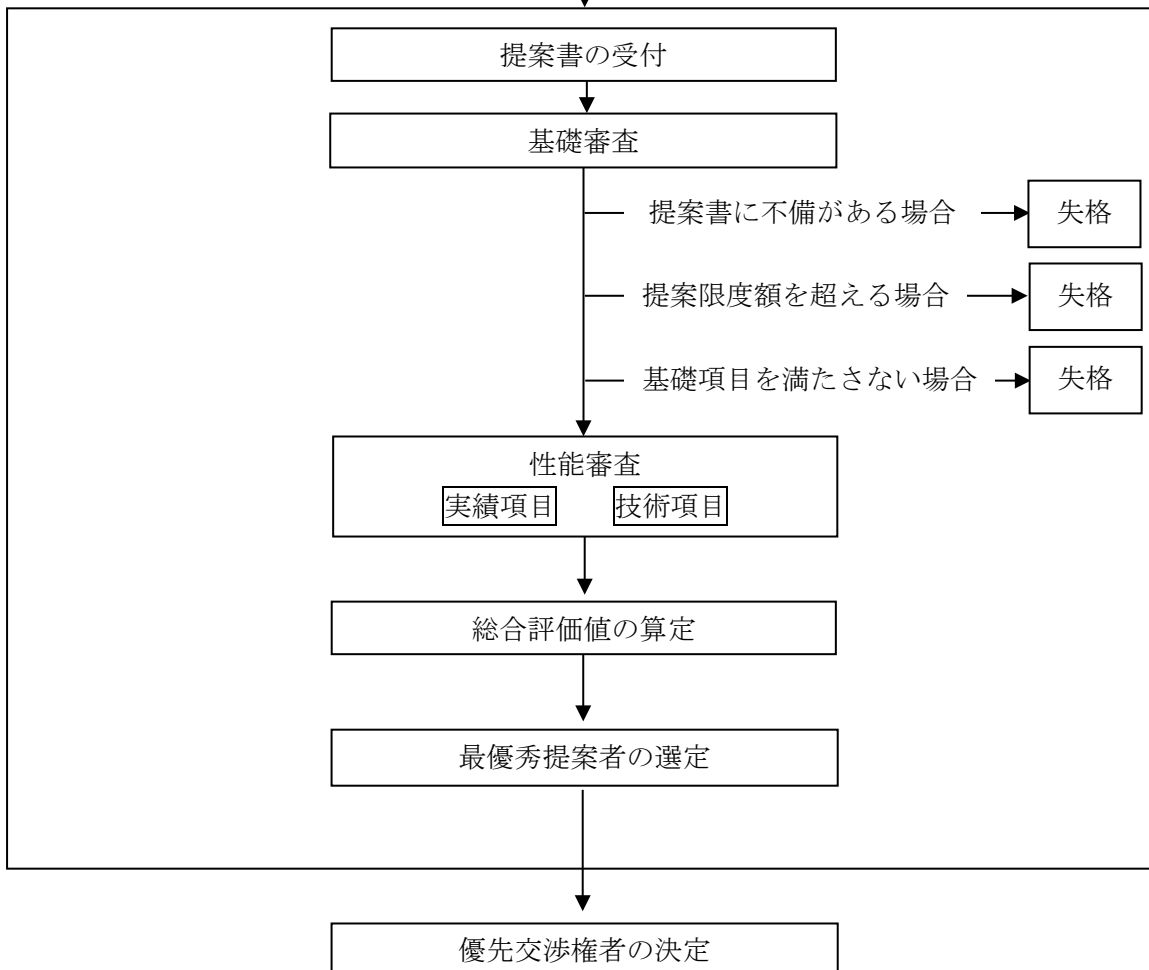
審査の流れについては、以下のとおりである。

#### (1) 競争参加資格審査：令和5年10月上旬に実施



#### (2) 提案審査

：令和5年12月上旬～12月下旬に実施



---

## 4. 競争参加資格審査

競争参加資格審査は、募集要項等に示す事業者の備えるべき資格要件を満たしているか否かの確認を行う。1項目でも参加資格要件を満たさない場合は、失格とする。審査の結果は代表企業に通知する。

なお、本資格審査を通過した参加者のみ提案書の提出を行い、「5.提案審査」以降の提案審査を行うものとする。

## 5. 提案審査（基礎審査）

基礎審査に当たっては、提案書に記載された内容が次の項目を満たしていることを確認する。なお、以下の項目を満たしていない場合は失格とし、市はその結果を代表企業に通知する。

### 5.1. 提案書の確認

市は、提出された提案書が募集要項等の指定のとおり揃っているかを確認する。

確認において、以下の全てを満たしていない場合は失格とする。

ア 提案書全てが揃っており、その全体について様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）になっていること。

イ 提案書全体について、提案事項間の矛盾等がないこと。

### 5.2. 提案価格の確認

市は、提案価格書に記載された提案価格が提案限度額を超えていないことを確認（適格審査）する。提案価格が提案限度額を超える場合は、失格とする。

### 5.3. 基礎項目審査

市は、参加者の提案内容が要求水準の基礎項目を満たしているかについて審査を行う。

また、1項目でも要求水準の基礎項目を満たしていない場合、又は基礎項目について記載のない場合は失格とする。

要求水準の基礎項目は、以下のとおりである。

基礎項目	審査基準
①事業計画に関する事項	実現可能な事業工程となっていること。
②設計・建設業務に関する事項	要求水準に示す性能・仕様であること、又は同水準以上の性能・仕様であること。
③開業準備業務に関する事項	要求水準に示す業務内容が確実に実現すると判断できる提案がなされていること。
④維持管理業務に関する事項	要求水準に示す業務内容が確実に実現すると判断できる提案がなされていること。
⑤運營業務に関する事項	要求水準に示す業務内容が確実に実現すると判断できる提案がなされていること。

---

## 6. 提案審査（性能審査）

選定委員会は、基礎審査を通過した参加者の提案についてのみ性能審査を行うものとする。性能審査は、提案書に記載された内容について、以下の方法に従い点数化する。

### 6.1. 性能審査の基本方針

提案内容の点数化（配点及び加点基準）に当たっては、市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定する。

性能審査は、事業者の提案内容について、以下に示す性能審査項目について加点基準に応じて点数化する。性能審査は、配点 700 点を満点（実績項目 210 点、技術項目 490 点）とし、その内訳は「実績項目及び技術項目の評価基準」に示す。

性能審査	配点
実績項目	210
技術項目	490
合計	700

## 6.2. 実績項目及び技術項目の評価基準

### 6.2.1. 実績項目に関する評価基準

実績項目審査の評価項目及び配点は、設計企業、建設企業、調理設備企業、維持管理企業、運営企業の実績等に応じて、以下のとおりとする。

#### (1) 設計企業

評価項目		評価基準	評価点	様式	
企業の能力	地域精通度 事業所所在地	① 本店が和歌山市内にある法人又は主たる事業所が和歌山市内にある個人である場合 ② 支店・営業所が和歌山市内にある法人である場合 ③ 上記以外	①16 ②8 ③0	様式 30-1	
	平成 20 年 4 月以降の同種業務の業務実績	① 同種業務で、かつ 8,000 食/日規模以上の実績がある。 ② 同種業務で、かつ 4,000 食/日規模以上の実績がある。 ③ 同種業務で、かつ 2,000 食/日規模以上の実績がある。	①15 ②10 ③5	様式 30-1	
配置予定技術者の能力	平成 20 年 4 月以降の同種業務の業務実績	設計業務責任者	① 管理技術者として従事した同種業務の実績がある。 ② 主任担当技術者として従事した同種業務の実績がある。 ③ 上記以外。	①9 ②4 ③0	様式 30-3
		主任担当技術者	① 管理技術者又は主任担当技術者として従事した同種業務の実績がある。 ② 管理技術者又は主任担当技術者以外の技術者として従事した同種業務の実績がある。 ③ 同種業務の実績がない。	①9 ②4 ③0	様式 30-3
	資格要件	主任担当技術者	① 一級建築士 ② その他	①6 ②0	様式 30-3
社会貢献等	障がい者雇用	① 法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務はないが雇用している。 ② 上記以外	①3 ③ 0	様式 30-6	
(小計)			58		

※1 設計企業が 2 者以上である場合、「企業の能力」及び「社会貢献等」の各評価項目の別にいずれか 1 者で評価する。また、評価の対象とする設計企業が複数の評価基準に該当する場合、点数の高い基準を採用する。

※2 同種業務とは、平成 20 年 4 月以降に完了した新築のドライシステムを採用した学校給食施設の実施設業務をいう。なお、共同企業体で実施した実績の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

※3 「配置予定技術者の能力」の項目で評価する設計業務責任者及び主任担当技術者は、それぞれ 1 名とする。

※4 管理技術者と主任担当技術者が兼任している実績の場合には、1 名とみなし、管理技術者として評価する。

※5 評価の詳細については、様式集を参照すること。

## (2) 建設企業

評価項目		評価基準	評価点	様式
企業の能力	平成 20 年 4 月以降の同種工事の施工実績の有無	① 同種工事で、かつ 8,000 食/日規模以上の実績がある。 ② 同種工事で、かつ 4,000 食/日規模以上の実績がある。 ③ 同種工事で、かつ 2,000 食/日規模以上の実績がある。 ④ 実績なし。	①15 ②10 ③5 ④0	様式 31-1
社会貢献等	施工管理基準の有無	① 建設業務に係る ISO9001 を取得している。 ② なし。	①3 ②0	様式 31-3
	環境対策	① 建設業務に係る ISO14001 を取得している。 ② 建設業務に係るエコアクション 21 を取得している。 ③ なし。	①5 ②3 ③0	様式 31-3
	災害時等への地域貢献	① 和歌山市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している。 ② なし。	①3 ②0	様式 31-4
	障がい者雇用	① 法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務はないが雇用している。 ② 上記以外	①3 ②0	様式 31-4
(小計)			29	

※1 建設企業が 2 者以上である場合、各評価項目の別にいずれか 1 者で評価する。また、評価の対象とする建設企業が複数の評価基準に該当する場合、点数の高い基準を採用する。

※2 同種工事とは、平成 20 年 4 月以降に完了した新築のドライシステムを採用した学校給食施設の建築工事をいう。なお、共同企業体で施工した実績の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

※3 評価の詳細については、様式集を参照すること。



### (3) 調理設備企業

評価項目		評価基準	評価点	様式
企業の能力	地域精通度 事業所等所在地	① 本店が和歌山市内にある法人又は主たる事業所が和歌山市内にある個人である場合 ② 支店・営業所が和歌山市内にある法人である場合 ③ 上記以外	①16 ②8 ③0	様式 32-1
	平成 20 年 4 月以降の同種業務の業務実績	① 同種業務で、かつ 8,000 食/日規模以上の実績がある。 ② 同種業務で、かつ 4,000 食/日規模以上の実績がある。 ③ 同種業務で、かつ 2,000 食/日規模以上の実績がある。	①15 ②10 ③5	様式 32-1
社会貢献等	品質管理基準	① 調理設備に係る ISO9001 を取得している。 ② なし	①3 ②0	様式 32-3
	環境対策	① 調理設備に係る ISO14001 を取得している。 ② 調理設備に係るエコアクション 21 を取得している。 ③ なし。	①5 ②3 ③0	様式 32-3
	障がい者雇用	① 法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務はないが雇用している。 ② 上記以外	①3 ②0	様式 32-3
(小計)			42	

※1 調理設備企業が 2 者以上である場合、各評価項目の別にいずれか 1 者で評価する。また、評価の対象とする調理設備企業が複数の評価基準に該当する場合、点数の高い基準を採用する。

※2 同種業務とは、平成 20 年 4 月以降に新築のドライシステムを採用した学校給食施設に調理設備を納入した実績をいう。

※3 評価の詳細については、様式集を参照すること。

#### (4) 維持管理企業

評価項目		評価基準	評価点	様式
実施体制	業務実施体制	① A～Cの3つを満たしている。 ② A～Cの2つを満たしている。 ③ A～Cの1つを満たしている。 ④ A～Cの1つも満たしていない。 A 構成員である設計企業が建築物及び建築設備の保守管理業務のうち「建築基準法第12条第2項に準ずる点検」を分担している場合 B 構成員である建設企業が建築物及び建築設備の保守管理業務のうち「修繕・更新」を分担している場合 C 構成員である調理設備企業が調理設備保守管理業務を分担している場合	①12 ②8 ③4 ④0	—
企業の能力	地域精通度 事業所等所在地	① 本店が和歌山市内にある法人又は主たる事業所が和歌山市内にある個人である場合 ② 支店・営業所が和歌山市内にある法人である場合 ③ 上記以外	①16 ②8 ③0	様式 33-1
社会貢献等	品質管理基準	① 維持管理業務に係る ISO9001 を取得している。 ② なし	①3 ②0	様式 33-2
	環境対策	① 維持管理業務に係る ISO14001 を取得している。 ② 維持管理業務に係るエコアクション 21 を取得している。 ③ なし。	①5 ②3 ③0	様式 33-2
	障がい者雇用	① 法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務はないが雇用している。 ② 上記以外	①3 ②0	様式 33-2
(小計)			39	

※1 「実施体制」以外の評価項目は、維持管理企業が2者以上である場合、各評価項目の別にいずれか1者で評価する。また、評価の対象とする維持管理企業が複数の評価基準に該当する場合、点数の高い基準を採用する。

※2 実施体制の「業務実施体制」については、設計企業、建設企業、調理設備企業が複数の企業の場合、いずれか1者の設計企業、建設企業、調理設備企業が業務を分担しているかにより評価する。

※3 評価の詳細については、様式集を参照すること。

## (5) 運営企業

評価項目		評価基準	評価点	様式
企業の能力	地域精通度 事業所等所在地	① 本店が和歌山市内にある法人又は主たる事業所が和歌山市内にある個人である場合 ② 支店・営業所が和歌山市内にある法人である場合 ③ 上記以外	①16 ②8 ③0	様式 34-1
	平成 20 年 4 月以降の同種業務の業務実績	① 同種業務で、かつ 8,000 食/日規模以上の実績がある。 ② 同種業務で、かつ 4,000 食/日規模以上の実績がある。 ③ 同種業務で、かつ 2,000 食/日規模以上の実績がある。 ④ 実績なし。	①15 ②10 ③5 ④0	様式 34-1
社会貢献等	品質管理基準	① 運營業務に係る ISO9001 を取得している。 ② なし	①3 ②0	様式 34-3
	環境対策	① 運營業務に係る ISO14001 を取得している。 ② 運營業務に係るエコアクション 21 を取得している。 ③ なし。	①5 ②3 ③0	様式 34-3
	障がい者雇用	① 法定雇用人員を超えて雇用し、又は法定雇用義務はないが雇用している。 ② 上記以外	①3 ②0	様式 34-3
(小計)			42	

※1 運営企業が 2 者以上である場合、各評価項目の別にいずれか 1 者で評価する。また、評価の対象とする運営企業が複数の評価基準に該当する場合、点数の高い基準を採用する。

※2 同種業務とは、平成 20 年 4 月以降に新築のドライシステムを採用した学校給食施設の調理を行った実績をいう。

※3 評価の詳細については、様式集を参照すること。

## 6.2.2. 技術項目に関する評価基準

技術項目の評価項目及び配点は、以下のとおりとする。

### (1) 事業計画に関する提案

評価項目		配点	様式
事業計画	(1) 事業実施方針、実施体制 ① 本事業の目的、施設の役割等に合致した事業実施方針について、優れた提案がなされているか。 ② 上記の事業実施方針を具現化するため、必要人員の確保等を含め、事業期間全体にわたる実施体制について、優れた提案がなされているか。 ③ 各業務の品質確保に資する体制、品質の低下の兆候を早期に発見して自主的に改善が図られる仕組みについて、優れた提案がなされているか。 ④ 安全で衛生的な施設の整備・維持管理・運営等、本事業の基本理念に即した、優れた提案がなされているか。	25	様式 36-1
	(2) リスク管理の方針 ① 工事に係る資材等の価格高騰や人材不足、供用開始の遅延、事業性の悪化など本事業に付随するリスク分析について、優れた提案がなされているか。 ② リスクを顕在化させない仕組みについて、優れた提案がなされているか。 ③ リスクが顕在化した場合の対応策について、優れた提案がなされているか。	25	様式 36-3
	(計)	50	

### (2) 設計・建設に関する提案

評価項目		配点	様式
設計・建設	(1) 配置計画・外部動線 ① 造成計画・配置計画・動線計画において安全性・防災性・機能性に配慮した、優れた提案がなされているか。特に造成計画については、建築計画との整合性、隣接する和歌山市中央卸売市場を始めとする近隣施設との連携等を踏まえた上で、安全性・防災性・機能性に配慮した、優れた提案がなされているか。 ② 造成計画・配置計画・動線計画において、交通安全等周辺施設に配慮したハード面での、優れた提案がなされているか。特に造成計画については、建築計画との整合性、隣接する和歌山市中央卸売市場を始めとする近隣施設との連携等を踏まえた上で、交通安全等周辺施設に配慮したハード面での、優れた提案がなされているか。	25	様式 37-2
	(2) 内部計画 ① 給食エリアのゾーニング、配置計画、動線計画について、安全衛生や機能性及び作業環境等の観点から、優れた提案がなされているか。 ② 温熱環境等、施設整備の観点から従業員の労働環境の向上について、優れた提案がなされているか。	25	様式 37-3

評価項目		配点	様式
設計・建設	(3) 施工計画 ① 隣接する和歌山市中央卸売市場を始めとする近隣及び周辺施設や利用者に対して、交通渋滞その他建設工事に伴う周辺施設の利用者への影響を最小限に抑えるための工夫について、優れた提案がなされているか。 ② 工事期間中の安全管理について、優れた提案がなされているか。	20	様式 37-6
	(4) 地球環境・ライフサイクルコストへの配慮 ① エコマテリアルの採用、省エネルギー、省資源化など、環境負荷低減について、優れた提案がなされているか。 ② ライフサイクルコスト（特に光熱水費）の低減、施設の長寿命化について、優れた提案がなされているか。 ③ 建築設備及び調理設備に関する計画は、将来における機器更新や修繕について配慮した、優れた提案がなされているか。	30	様式 37-7
	(計)	100	

### (3) 開業準備に関する提案

評価項目		配点	様式
開業準備	(1) 円滑な供用開始に配慮した開業準備 ・ 各業務間の連携や市との連携を含め、供用開始後の運営を円滑に実施するための開業準備について、優れた提案がなされているか。	20	様式 38-1
	(計)	20	

### (4) 維持管理に関する提案

評価項目		配点	様式
維持管理	(1) 修繕計画 ① 予防保全を基本とした劣化等による危険・障害の未然防止について、優れた提案がなされているか。 ② 維持管理コストの低減や本件施設の長寿命化について、優れた提案がなされているか。	20	様式 39-1
	(2) 調理備品及び食器・食缶等の更新 ① 調理備品の性能及び状態を常に最良な状態に保つための方策について、優れた提案がなされているか。 ② 食器・食缶等の性能及び状態を常に最良な状態に保つための方策について、優れた提案がなされているか。	20	様式 39-3
	(3) 事業終了時の引き継ぎ・アフターケア ・ 事業期間終了後も質の高い給食サービスが継続されるための事業期間終了後の引き継ぎやアフターフォローについて、優れた提案がなされているか	20	様式 39-4
	(計)	60	

## (5) 運営に関する提案

評価項目		配点	様式
運営	(1) 衛生管理 ① 調理業務において食中毒及び異物混入の防止を高水準で管理するための優れた提案がなされているか。 ② 衛生管理を確保するための従業員の教育について、優れた提案がなされているか。 ③ 従業員の健康管理について、優れた提案がなされているか（特にノロウイルスやO-157による食中毒発生の未然防止）。	30	様式 40-1
	(2) おいしい給食の提供 ① 多様な献立に対応できる体制や方策について、優れた提案がなされているか。 ② おいしい給食の提供及び食べ残し抑制への方策について、優れた提案がなされているか。 ③ 衛生管理の観点から定められた基準を満たす適温での給食提供が確実に行為されるための優れた提案がなされているか。	30	様式 40-2
	(3) 食物アレルギー対応 ① アレルギー対応食を衛生的かつ安全確実に、おいしく調理するための体制や方策について、優れた提案がなされているか。 ② 除去すべき食材の混入の防止を高水準で管理するための優れた提案がなされているか。 ③ アレルギー対応食が、対象となる生徒に確実に配膳されるまでの体制や方策について、優れた提案がなされているか。	25	様式 40-3
	(4) 配送・回収・配膳 ① 配缶後2時間以内に生徒が喫食可能な配送計画について、優れた提案がなされているか。 ② 交通渋滞や交通事故等による遅配や周辺施設への影響に配慮した実効性のある具体的な対策について、優れた提案がなされているか。 ③ 誤配等を防止するための優れた提案がなされているか。 ④ 衛生管理を徹底し、安全を確保するための優れた提案がなされているか。 ⑤ 配膳について、業務内容や人員体制及び学校運営への協力等について、優れた提案がなされているか。	25	様式 40-4
	(5) 事故の未然防止・再発防止・緊急時の対応 ① 食中毒の未然防止、発生時の適切な対応、発生後の再発防止に対する適切な体制の構築について、優れた提案がなされているか。 ② 異物混入の未然防止、発生時の適切な対応、発生後の再発防止に対する適切な体制の構築について、優れた提案がなされているか。	25	様式 40-6
	(6) 食育支援 ① 食育推進において、本事業の基本理念等に即した、優れた提案がなされているか。 ② 生徒にとって魅力ある、優れた提案がなされているか。	20	様式 40-7

評価項目		配点	様式
運営	(7) 地球環境・ライフサイクルコストへの配慮（維持管理業務からの観点を含む） ① 運営業務及び維持管理業務の観点から、光熱水費の削減、省エネルギー、省資源化など、ライフサイクルコストや環境負荷低減を図る方策及び検証方法とその実効性について、優れた提案がなされているか。 ② 実現性のある廃棄物の抑制や再資源化（再資源化した廃棄物の受入先の確保等も含む。）について、優れた提案がなされているか。	25	様式 40-8
	(計)	180	

## (6) その他に関する提案

評価項目		配点	様式
その他に関する提案	(1) 災害対応 ① 災害発生時に適切な対応ができる体制や和歌山市への協力について、優れた提案がなされているか。 ② 津波発生時の浸水による被害を最小限に抑え、早期復旧を可能にし、学校給食を早期に再開・継続するためのハード面・ソフト面の優れた提案がなされているか。	25	様式 41-1
	(2) 地域経済（定性評価） ・ 市内事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努め、事業期間中における必要な物資や消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に貢献する、優れた提案がなされているか。	20	様式 41-2
	(3) 地域経済（定量評価） ・ 市内企業への発注割合（発注額）はどの程度か。（定量評価※） ※ 評価点=20点×（参加者の市内企業への発注額 ／参加者のうちの市内企業への最高発注額）	20	様式 41-3
	(4) 付帯事業 ・ 事業者独自の付帯事業の提案があり、かつ地域の活性化に寄与する、優れた提案がなされているか。	15	様式 41-4
	(計)	80	

### 6.2.3. 技術項目の採点基準

技術項目については、評価項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を審査し、以下に示す判断基準により性能点を付与する。

判断基準		採点レート
A	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が特に優れている	当該項目の配点×100%
B	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が優れている	当該項目の配点×65%
C	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容がやや優れている	当該項目の配点×30%
D	要求水準書と同程度の提案内容	当該項目の配点×0%

※その他に関する提案の「(2) 地域経済（定量評価）」については、発注額に基づく算定式により評価する。

---

## 7. 提案価格の得点化方法

提案価格を対象として、以下に示す方法に基づき価格点を付与する。

- ・ 性能審査に進んだ全参加者のうち、提案価格が最低である者を第1位とし、価格点の満点である300点を付与する。
- ・ その他の参加者の価格点は、第1位の提案価格（最低提案価格）と当該参加者の提案価格（当該提案価格）との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} \times (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格})$$

## 8. 総合評価

選定委員会は、算定した性能点と価格点の合計（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能点 (700 点満点)} + \text{価格点 (300 点満点)}$$

## 9. 優先交渉権者の決定

### 9.1. 優先交渉権者の決定

市は、競争参加資格審査及び提案審査の結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点と同点のとき）は、価格点が高い者を優先交渉権者とする。なお、価格点も同点の場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

### 9.2. 結果の公表

市は、各参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

### 9.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置

参加者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に参加者がいない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、参加者が1者であった場合も競争参加資格審査及び提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該参加者を優先交渉権者として決定する。

ただし、競争参加資格審査及び提案審査（基礎審査）において失格となった場合又は事業者として適切ではないと判定された場合（総合評価値が1,000点中600点未満の場合）は、本プロポーザルは成立しないものとする。